

令和4年度 京都府障害のある人もない人も共に安心して いきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会 開催概要

- 1 開催日時 令和5年3月14日(火) 10:00~11:35
- 2 場 所 京都府公館 第5会議室
- 3 出席者 別添のとおり
- 4 内 容

■議題(1) 令和3年度 of 取組状況について

府障害者支援課から説明(資料1~3)

<資料1: 本協議会の概要>

<資料2: 令和3年度 of 取組状況について>

- ・令和3年度は前年度からの継続を含めて129件の相談があり、年度中の終結は131件。例年の傾向ではあるが、福祉分野、増加傾向にある労働・雇用分野の相談が多かった。
- ・129件のうち特定相談に該当する相談として最も多かったものは、合理的配慮の提供に関するもの。特定相談に該当しないものとしては、他の機関(国、市町村、労働局等)を紹介し、連携を取って解決を図った相談、環境整備に関する相談ほか、制度に関する意見、要望、問合せなどがあった。
- ・発達障害と難病が増加傾向にある、精神障害が3割を占め最も多く、次いで肢体不自由の相談者が多くなっている。視覚障害・知的障害のある方からの相談が増加傾向にある。

<資料3: 京都府への相談事例について>

- ・令和4年度の相談件数は、1月末時点では110件となっており、例年並である。

主な質疑・意見交換等

○資料2について、事例18のような事例は学校下に広く周知すべき。

→事例集を府立高校等にも広く配付しているとともに、各相談への個別の周知活動としても高校等へ周知活動を行っているところ。

○モニタリングとしてはどのような例があったか。

→令和3年度は10件あり、視覚障害のある人からの相談で音響式信号の設置支援で、最終的に設置された事例、タクシーアプリが改良され、当該タクシー会社の前車に「耳マーク」が装備された事例、雇用分野におけるパワハラ相談のその後の状況確認をした事例、労働局と連携を図った相談におけるその後の状況を確認した事例等がある。

○資料2の事例1と関連して、京都市の回答としては、福祉乗車証のIC化について予算の関係もあり難しいのが現状である。

■議題(2) 障害者差別解消法の一部改正法について(情報提供・意見聴取)

府障害者支援課から説明(資料4)

<資料4: 障害者差別解消法の一部改正法について>

- ・改正の概要についてのほか、民間事業者への周知活動として、令和3年12月に京都市と共同で作成した事例集をこれまでに1万5千部配布した。

主な質疑・意見交換等

○事業者の合理的配慮について、努力義務から法的義務に変わったのはわかったが、小規模事業者には周知が図れていないと思う。法律の施行時までには具体的な配慮についてパンフレット等があると有り難い。

→わかりやすい資料に基づいて更に周知していく。また個別の出講依頼を受けて講師派遣を行って周知活動を行っているところだが、更に活発化していく。

○事業所に対する具体的な事例がわかるツールが欲しい。また、事業者が相談できる窓口の案内や、スロープ等を設置することになるのであれば費用、補助金の関係もお願いしたい。

→国からの具体的なガイドライン等の提示がまだないのが現状であるが一定の支援も期待しているところ。事業者の規模によっても環境の整備の進め方は異なるものになる。事業者からの相談にも広域専門相談員は応じている。

○企業は効率と成果と求めるものではあるが、国際的には社会的責任投資の考え方もあり、そのようなミッションがある。改正のマニュアル等作成時にはべからず集ではなく、それを文化として醸成していくという大きな視点が必要。

○厚労省では平成27年に合理的配慮に関する指針を出しており、募集・採用時や採用後に企業がどこまで合理的配慮をすべきかについて書かれており、各障害種別の具体例も示しているところ、京都府と連携する。

○合理的配慮は気遣いという性質のものではなく、合理的配慮をしないのは差別である。権利条約の観点から日本が遅れている部分の指摘を受けて、差別解消法が改正された。

○一度制度が始まってしまうと対決構造になりやすいので、事前に説明を受け、どこまでのことを準備しておけるかが重要となる。その際、事例は大事だが各人が読み解くのは困難な場合があるので、動画作成なり、似たような事例はまとめるなどの工夫が必要。事業者からの相談を受ける体制があることについての周知も大事である。条例が制定されてから時間が経ち、障害のある人の当事者の側でも段階が変わってきたと感じる。当初は医療等不可欠な分野での相談が多かったが、最低限が整って、相談の幅も広がってきた。量も質も高まっていく。当事者だからこそ気づくことがあり、本協議会でも当事者の意見をどのように吸い上げ、反映させるかが重要である。

■議題（3）その他

・コロナ禍における影響、相談対応、その他情報共有や意見交換をお願いしたい。

主な質疑・意見交換等

○タクシーの好事例があったが、長年かけて懇談を重ねることでこれまでも改善されてきたことが積み重なってきている。

○受験時の事例があったが、入学後の合理的配慮についてもくれぐれもお願いしたい。大学入学後の合理的配慮がなく、結果的に自主退学することになった相談例があった。

- 発達障害の学生については、衝立を立てることで安心して授業が受けられる例がある。段ボールを被るイメージトレーニングをして、衝立を心の中で作ることもできることがある。
- 障害者に対する心理的虐待が増えていると感じる。障害者雇用も小規模事業所でも増えているがミニ研修会等も行って、わかりやすく説明ができるとよい。障害のある人とどのように付き合えばよいのか、他からすると小さなことと思われてしまうことでも傷つくことがあるので、心理面での配慮の必要性を強調したい。
- 大学入学前の学生について、前方と後方とどちらの座席の方が座りやすいか、実習先での配慮は何を求めるべきか、今後の大学生活でつまづかないように、自信を持って進められるように、事前に教育支援移行計画を検討した例があった。中学への移行時、高校への移行時も移行計画を継続的に行ってきた例で、個人情報のある学校毎にぶつ切りにするのではなく、タテに計画が続けられれば見通しも明るくなる。入学後に初めて障害について判明する例の方が多いが、事前にわかれば対応できることも多い。
- 障害はその人の内部だけでなく、関係性の中にある。福祉ではアセスメントの共有化と積み重ねが重要である。
- 難病の相談が増加傾向とのことだが、例はあるか。
→事例集から化学物質過敏症や賃貸契約の入居拒否の事例等を紹介。
- コロナ禍では緊急事態宣言で大会の開催をする、しないの繰り返しであったが4年振りに全国車いす駅伝競争大会を行うことができた。スポーツ活動は再開していくが、3年間縮小していたことによる問題がこれから明らかになると思う。外で行う陸上やフライングディスク等の競技は再開が早く、体育館等の室内競技はこれから。府の北部では合併により市町村の単位が大きくなったことにより、これまでは移動手段が確保できたものが、他の利用と重なりバスが出してもらえない等の声もある。なかなか会えないと仲間が少なくなるし、疎遠になってチームが作れなくなる。一緒に会場まで行くことが難しいこともある。来年はまた再開したことを報告したい。
- 障害のある人の高齢化、重度化の問題の中で、生活の質を高めるという観点からも、様々な文化芸術スポーツにおいて市民としての活動を障害のない人と共に楽しめる機会を仕掛けて欲しい。それが働く場所での障害への理解にもつながる。
- 地域相談員と実際にあった相談者の相談種別のバランスはどうか。
- 精神障害のある人からの相談は保健所でも相談員を配置して対応している。
→制度改正により、今後は市町村でも精神障害に関する相談を受けていただけるようになると思われる。その中で、市町村での相談員の指定も増えていくのではと考えている。また、条例第10条第1項第3号の地域相談員の確保に向けて調整を進めている。